

2024年度町田市教育委員会

第2回定例会会議録

- 1、開催日 2024年5月2日
- 2、開催場所 第二、三、四、五会議室
- 3、出席者 教 育 長 小 池 慎一郎
 委 員 後 藤 良 秀
 委 員 森 山 賢 一
 委 員 井 上 由 奈
- 4、署名者 教育長

 委 員

- 5、出席事務局職員
- | | |
|---------------------|---------|
| 学校教育部長 | 石 坂 泰 弘 |
| 生涯学習部長 | 白 川 直 美 |
| 教育総務課長 | 高 田 正 人 |
| 新たな学校づくり推進課長 | 田 中 茂 明 |
| 新たな学校づくり推進課担当課長 | 佐 藤 健 |
| 学務課長 | 高 野 徹 |
| 指導室長 | 大 山 聡 |
| (兼) 指導課長 | |
| 指導課担当課長 (統括指導主事) | 末 原 久 志 |
| 指導課担当課長 | 渡 辺 幹 博 |
| 教育センター担当課長 (統括指導主事) | 鈴 木 和 宏 |
| 生涯学習総務課長 | 西久保 陽 子 |
| 図書館長 | 中 嶋 真 |
| 図書館副館長 | 竹 川 裕 之 |
| 図書館担当課長 | 本 郷 剛 |
| 書 記 | 馬 目 拓 実 |
| 書 記 | 齊 藤 華 子 |
| 書 記 | 板 垣 有美子 |

6、提出議案及び結果

議案第3号	町田第三・山崎地区統合新設中学校における学校候補地の変更について	原 案 可 決
議案第4号	町田市立学校設置条例（案）について	原 案 可 決
議案第5号	町田市立中学校教科用図書採択方針、選定基準及び評価方法について	原 案 可 決
議案第6号	町田市立中学校教科用図書調査協議会委員の委嘱について	原 案 可 決
議案第7号	町田市立小学校教科用図書の採択について	原 案 可 決
議案第8号	第20期町田市立図書館協議会委員の委嘱及び解任について	原 案 可 決

7、傍聴者数 3名

8、議事の概要

午前9時58分

○教育長 開会前に1点お伝えいたします。本日は、報道機関1社から事前に録音や写真撮影の申請がございました。写真撮影については会議開催前の風景のみに限定し、傍聴人等は撮影しないこと、録音については自席で行っていただくという条件で、この1社のみ許可しておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、この時間で写真撮影をお願いいたします。

(写真撮影)

○教育長 それでは、そろそろ撮影を終了していただきたいと思います。

午前10時00分開会

○教育長 ただいまから町田市教育委員会第2回定例会を開会いたします。

なお、本日は関根委員から欠席の届け出がございましたが、委員の過半数が出席しておりますので、予定どおり会議を開催いたします。

本日の署名委員は井上委員です。

初めに、日程の一部変更をお願いいたします。日程第2、議案審議事項のうち、議案第4号は、今後の市議会における議決案件であり、議案第6号は、要綱の規定に基づき非公開とされる案件であるため、両案件とも非公開とさせていただき、日程第3の報告事項終了後に一旦休憩をとり、関係者のみお残りいただいて審議をしたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきたいと思います。

日程第1、月間活動報告に入ります。

前回の教育委員会定例会以降の活動につきまして、まず、私から報告をさせていただきます。

お手元の「主な活動状況」をご覧くださいと思います。

私からは、4月25、26日に新潟県長岡市で開催されました令和6年度関東地区都市教育長協議会に参加したことについて報告いたします。

1日目の25日には、総会の後、文部科学省からの行政説明があり、続いて、長岡市にもゆかりのある児童文学者である斎藤惇夫氏の講演を聞きました。幼少期の子どもたちに絵本の与える影響の大きさや、子どもたちが読書によって想像の世界を旅することの大切さなどの話を聞きました。

2日目は分科会があり、私は南房総市の発表を聞きました。自治体の規模や地域の状況は町田市とは違いますが、不登校の問題や児童・生徒数の減少による学校統廃合の問題、学力向上への取り組み等を聞くことができました。そのほか、1日目の夜には情報交換会もあり、多くの自治体の教育長さんたちと話をすることができました。地域の状況は違えども、どの地域でも同様の課題を抱えていることが、今回参加してよくわかりました。

その他の主な活動は、お配りしております資料のとおりでございます。

私からの報告は以上でございます。

次に、委員の皆様からご報告をお願いいたします。

○後藤委員 4月20日の小学校科学教育センターの開講式に参加してまいりました。昨年度のセンター員の代表児童2名が立派に自由研究の発表をして、聞き入っております。

また、新5年生のセンター員が好奇心や探求心を持って意欲的にやっという態度で開講式に参加するという姿を見ました。科学教育センターの意義を感じて、そういう子どもたちの学びの姿を大変うれしく思いました。今年度のプログラムでは、企業や高等専門学校等による基礎研究、大地沢にある「Nature Factory 東京町田」でのフィールドワーク、そして自由研究など、合計11回を開催し、充実した取り組みを計画されているところです。

さて、今年度より始まった新しい教育プランには、STEAM教育の視点を取り入れた科学教育の充実として、科学教育推進プランを策定する。科学教育センターの講座を改善する。そして、その内容を学校での取り組みに反映していくというプランが立てられております。今年度の内容の中にも基礎研究としてSTEAM教育体験が位置づけられていますけれども、発展的あるいは先進的な科学の内容に触れることだけにとどまらず、子ども一人ひとりが、科学、数学、美術、工学、芸術などの関連の教科で学んだ知識や能力を自分なりに使って、問題解決活動を行えるようなプロジェクト型学習というのを、自由研究分野の中に子どもたちにその学び方を示してあげるといのも1つではないかと考えています。そして、その学び方を各学校での教科等横断的な学びや総合的な学習の時間などに生かしていけば、STEAM教育を生かした科学教育等の振興を図れるのではないかと考えました。これからの取り組みを大いに期待しております。

以上です。

○教育長 そのほかの委員から何かご報告はございますでしょうか。――よろしいでしょうか。

私並びに後藤委員の報告につきまして、何かご質問などありましたらお願いいたします。

また、そのほかにも事務局も含めて報告はよろしいでしょうか。

それでは、以上で月間活動報告を終了いたします。

次に、日程第2、議案審議事項に入ります。

議案第3号を審議いたします。本件については学校教育部長からご説明いたします。

○学校教育部長 議案第3号「町田第三・山崎地区統合新設中学校における学校候補地の変更について」、ご説明いたします。

本件は、町田市新たな学校づくり推進計画において、町田第三・山崎地区の学校候補地としていた木曾山崎公園及び山崎中学校（次点）を、本町田小学校用地に変更するものです。

1枚おめくりください。

変更内容につきまして、町田第三・山崎地区統合新設中学校の学校候補地を、木曾山崎公園、次点に山崎中学校としておりましたが、本町田小学校用地に変更いたします。

説明は以上になります。

○**教育長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらお願いいたします。

○**森山委員** 私から1点お伺いしたいことがございます。

先ほどの説明によりますと、木曾山崎公園を候補地から外したということですが、その理由を少し教えていただきたいと思います。加えて、次点の山崎中学校ではなく、本町田小学校用地に変更した理由についてもご説明いただきたいと思います。

○**新たな学校づくり推進課長** 2点ほどご質問いただきました。

まず、1点目でございます。新たな学校づくり推進計画の策定以降、木曾山崎公園を候補地として検討調整を進めてまいりましたが、木曾山崎公園に学校を建設する場合に、公園の代替地の確保が必要となってまいります。その確保が困難であるということが判明したところでございます。

こうしたことから、次点の山崎中学校を候補地として検討を行ってまいりましたが、通学の距離ですとか通学の時間に課題がございました。そこで、推進計画策定時には除外しておりました本町田小学校用地を候補地に含めて、改めて児童・生徒の通学のしやすさと、ゆとりある学校施設環境の整備の2つの評価項目に沿って検討を行ってまいりました。その検討結果を踏まえまして、本町田小学校用地を新たな候補地として選定したところでございます。

以上でございます。

○**井上委員** 保護者や地域住民への周知はどのように行うのでしょうか。

○**新たな学校づくり推進課長** 保護者への周知についてでございます。町田第三・山崎地区の統合新設中学校につきましては、2025年度から基本計画の検討を行う予定の地区ですので、少しでも早く地域や保護者の方々に周知する必要があると考えているところでございます。そこで、主には「まちだの教育」、「広報まちだ」、町田市のホームページ、「まちだの新たな学校づくり通信」などで周知をしてまいりたいと考えております。またさらには、直接ご説明する機会といたしまして、地域の団体である町内会・自治会や青少年健

全育成地区委員会、民生委員・児童委員・地区委員会などで個別の説明を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○教育長 そのほかに何かございますでしょうか。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第3号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、議案第5号を審議いたします。本件については学校教育部長からご説明いたします。

○学校教育部長 議案第5号「町田市立中学校教科用図書採択方針、選定基準及び評価方法について」、ご説明いたします。

本件は、2025年度から使用する中学校教科用図書の採択替えに当たり、町田市立小・中学校教科用図書採択要綱第3第1号により、採択方針、選定基準及び評価方法を決定するものでございます。

次ページをご覧ください。

2025年度（令和7年度）使用中学校教科用図書採択方針、選定基準及び評価方法につきまして記載しております。

採択方針といたしまして、町田市立小・中学校教科用図書採択要綱にのっとり、町田市立中学校教科用図書調査協議会の報告などを参考に、みずからの責任と権限において、町田市の生徒に最も適した教科用図書の採択を行うものとしております。

次に、教科用図書選定基準といたしまして、「内容」、「構成・分量」、「表記・表現」、「使用上の便宜」を掲げています。

最後に、評価方法といたしまして、教科用図書の評価に当たっては、採択方針及び選定基準に即した評価を行うものとしております。

説明は以上となります。

○教育長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらお願いいたします。

○後藤委員 恐らく中学校の教科書にもデジタル情報を活用するようなページというのが

ふえているのではないかと予測されるのですけれども、このような点は、その活用のしやすさなどをどの項目で見ていけばいいのか、選定基準の中の1つに入るのかも含めてご説明いただければと思います。

○指導室長（兼）指導課長 デジタル情報につきましては、2「教科用図書選定基準」、(3)「表記・表現」の②「印刷、写真、挿絵、図形等が見やすく分かりやすいか」という項目の中で評価してまいりたいと考えております。

○教育長 そのほかに何かございますでしょうか。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第5号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、議案第7号を審議いたします。本件については学校教育部長からご説明いたします。

○学校教育部長 議案第7号「町田市立小学校教科用図書の採択について」、ご説明いたします。

本件は、2025年度に使用する小学校教科用図書の採択について、町田市立小・中学校教科用図書採択要綱第3に基づき、2023年度採択における調査研究の内容を活用し、町田市立小学校教科用図書調査協議会による新たな調査研究は行わないことを決定するものでございます。

2025年度に使用する小学校教科用図書の採択につきましては、2024年度検定において新たな小学校教科用図書の申請がなかったため、2023年度検定合格図書の中から採択を行うこととなります。

説明は以上となります。

○教育長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第7号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、議案第8号を審議いたします。本件については生涯学習部長からご説明いたします。

○生涯学習部長 議案第8号「第20期町田市立図書館協議会委員の委嘱及び解任について」、ご説明をいたします。

本件は、町田市立図書館協議会条例に基づき、第20期町田市立図書館協議会委員を委嘱及び解任するものでございます。

任期は2025年7月31日までです。

1枚おめくりください。

図書館協議会委員のうち「学校教育の関係者」1名に変更が生じたことから、2024年3月31日付で解任をし、2024年5月2日付で委嘱するものでございます。

裏面をご覧ください。

これに伴う委員全体の名簿を参考として載せております。

説明は以上でございます。

○教育長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第8号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第3、報告事項に入ります。

報告事項(1)について、担当者から報告をさせていただきます。

○指導担当課長 報告事項(1)「小・中学校教科用図書展示会について」、ご説明いたします。

まず1「展示期間」でございますが、2024年6月1日(土)から7月2日(火)まででございます。この展示期間は2つに分かれておりまして、特別展示会と法定展示会でございます。法定展示会は、教科書の発行に関する臨時措置法第5条に基づいて、毎年実施している展示会であります。また、特別展示会は、小学校用及び中学校用教科書の採択替えの年度のみ行う展示会でございます。今年度は中学校の教科用図書の採択があるため、特別展示会を実施するものでございます。

続いて、2「展示時間」でございますが、午前9時から午後5時までとしております。

最後に、3「展示会場」でございますが、展示は市庁舎と教育センターの2カ所で行います。

詳細につきましては別紙のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告につきまして何かございますでしょうか。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項（2）について、担当者から報告させていただきます。

○**教育センター担当課長（統括指導主事）** 報告事項（2）「学びの多様化学校（分教室含む）の設置について」ご説明いたします。

町田市教育委員会では、急増する不登校児童・生徒支援として「学びの多様化プロジェクト 2024-2028」を2023年12月に策定いたしました。その中で、学びの場の確保の取り組みの1つにあります「学びの多様化学校の設置」に向けた準備を進める旨について報告をさせていただきます。

報告事項（2）をご覧ください。

学びの場を確保する取り組みとして、2025年度に分教室型の学びの多様化学校の開設を目指し、その後の2029年度になります。学びの多様化学校の設置に向けた準備を進めていきます。

本内容ですが、「町田市教育プラン 24-28」の重点事業 19「不登校児童生徒への支援の充実」にあります活動指標④「学びの多様化学校の設置」に示したものになっております。

それでは、学びの多様化学校について説明します。

1「学びの多様化学校とは」をご覧ください。

学びの多様化学校ですが、不登校児童・生徒に配慮した教育課程を編成できる学校となっております。文部科学省の認可が必要となりますが、児童・生徒が通いやすいように登校時間を遅らせるなど時程を緩やかにしたり、個々の実態に合わせた授業が展開できたりするなどの取り組みが可能となっております。

次に、分教室型学びの多様化学校について説明します。

2「分教室型学びの多様化学校とは」をご覧ください。

一般の小・中学校を母体とする本校を持ち、一部の学級のみを学びの多様化学校として指定するものです。こちらにも不登校児童・生徒の実態に配慮した教育課程を編成する学級となります。施設整備等にかかわる準備や負担等も比較的小さくて済むため、東京都も推奨しており、将来的に学びの多様化学校への移行を前提とする暫定的な形態としての設置が認められています。ただし、条件として、本校と分離した場所で教室を開設することが必要となります。

教育委員会では、2025年度から分教室型の学びの多様化学校を教育センター内で開設させていただく予定です。今後開設に向けた準備を進めていきたいと考えております。

3「スケジュール」となります。分教室型学びの多様化学校の2025年度の開設並びに学びの多様化学校の2029年度の開設等については、6月の定例校長会並びに町田市議会第2回定例会文教社会常任委員会にて行政報告をさせていただきたいと考えております。

説明は以上となります。

○**教育長** ただいまの報告につきまして何かございますでしょうか。

○**井上委員** 今、教育支援センターで行われている「くすのき教室」や「けやき教室」とはどう違うのかを教えてください。

○**教育センター担当課長（統括指導主事）** 分教室型の学びの多様化学校も含めて学びの多様化学校は、文部科学省が認可する正規の学校となります。不登校児童・生徒に配慮するという前提ではありますが、特別な教育課程に基づき、教科の授業を計画的に行ってまいります。教員定数に基づき東京都の正規教員も配置され、成績もつくなど、ほかの小・中学校と同様の対応となります。受験を控える生徒はもちろん、いろいろな教科を進んで学びたいという子どもたちにとってはメリットのある場となります。

なお、学校であるため、進学する場合は、在籍校からの転校や入学が必要となります。そういった点を踏まえると、在籍している学校でなければ登校したいという生徒に対応する場であると想定できます。

一方、教育支援センターは、在籍校にそのまま籍を置きながら、町田市教育委員会が開設する施設として活用するものです。内容は、学習活動も行いますが、レクリエーション等も含んでおります。在籍する学校を変えるまではいかないが、現状では登校が難しいため、学校以外の居場所が欲しいという児童・生徒のための場となっております。

以上となります。

○**森山委員** 学びの多様化学校というのは、さきのご説明にもありましたように、不登校

児童・生徒の実態に配慮した教育課程を編成することができるように特徴があるということでしたが、実際にこの教育課程はどのようなフレームというか、形になるのでしょうか。この点を具体的に教えていただければと思います。

○教育センター担当課長（統括指導主事） 教育課程については、特別な教育課程を編成することができるため、今後、文部科学省と調整する必要がある、変更が生じる場合があります。中学校各学年の年間総授業時数は 1015 時間となっておりますが、生徒の実態等を踏まえ、生活時程等の調整も行うことができます。そのため、今、各学年 910 時間程度を年間総授業時数として想定しております。

特別な教育課程におきましては、教科横断的な学習を実施する等、教科を新設して、設定したりすることも認められております。今後内容については、他自治体の先行事例等も参考にさせていただきながら、引き続き文部科学省と調整をしていきたいと考えております。

○後藤委員 ご説明の中で、分教室型の場合は教育センター内に設置しますというような予定を示されていますけれども、多様化学校そのもの、本校と分教室の設置の仕方がこうなるというのを、現段階で言える範囲、考える範囲で、もう少し具体的に教えていただきたいと思います。

○教育センター担当課長（統括指導主事） 分教室型の学びの多様化学校は、今ある学校に新たな教室を追加するといった形になります。そのため、現存する学校のクラス数がふえることとなります。

東京都のガイドラインに基づく、分教室型の学びの多様化学校の開設には、将来的に学びの多様化学校に移行すること、あと、現存する設置校とは別の場所に開設することが必要となっております。そのため、施設の確保として、現在学校ではない教育センターに開設するための準備を進めさせていただいているところです。

正式な学校のクラスとしての位置づけになるため、教員定数基準に基づき、東京都の正規教員等が配置され、生徒の指導もその場で行うことができることとなります。

説明は以上となります。

○後藤委員 多様化学校は先のことで、まだ検討が進んではいないと思うのですが、学校そのものは新たに設置されるということですかね。

○教育センター担当課長（統括指導主事） 学びの多様化学校という 2029 年度開設予定の学校においては、そのまま正規の学校となるため、1つの学校として新たに設置をする

という形になります。

○教育長 よろしいでしょうか。いずれにしても整理をしながら進めていければと思いますので、よろしくお願いします。

以上で質疑を終了いたします。

予定された本日の公開での議題は以上でございますが、そのほかに委員の皆様あるいは事務局のほうから何かございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

それでは休憩いたします。

午前 10 時 27 分休憩

午前 10 時 28 分再開

○教育長 再開いたします。

別紙議事録参照のこと。

○教育長 以上で町田市教育委員会第 2 回定例会を閉会いたします。

午前 10 時 31 分閉会